（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十六条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十一号中「第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十七条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第四号中「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に改め、同項第十二号中「第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号」を「第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号」に改める。

（景観法施行令の一部改正）

第十八条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四条第三項」を「第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二条第三項」に、「第十三条第三項第一号及び第六号」を「第二十条第三項第一号及び第七号」に改める。

第六条第十号中「第三項」を「第二項」に改める。

環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

告　示

○消費者庁告示第一号

栄養機能食品の表示に関する基準（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正前の栄養機能食品の表示に関する基準の定めるところにより栄養成分の機能の表示をする食品で、平成二十二年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この告示による改正後の栄養機能食品の表示に関する基準第三条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十二年二月十五日

消費者庁長官　内田　俊一

別表葉酸の項中「本品は、胎児」を「葉酸は、胎児」に改める。

○総務省告示第三十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十二年二月十五日

総務大臣　原口　一博

名称	自由民主党本部周辺地域
期間	平成二十二年二月十七日から平成二十三年二月十六日まで
地域	東京都千代田区	平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○総務省告示第三十六号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十五日

総務大臣　原口　一博

第二項から第四項までを削り、第五項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

附　則

1　この告示は、平成二十二年三月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にされている改正前の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定による申請については、なお従前の例による。

○総務省告示第三十七号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、秋田県大仙市と仙北郡美郷町との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年二月十七日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月十五日

総務大臣　原口　一博

仙北郡美郷町に編入する区域

大仙市下深井字新百年八及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに二に隣接する道路である公有地の全部、二、五、七の地先の道路である公有地の全部、仙北郡美郷町六郷字谷地中一〇四に隣接する大仙市下深井字新百年の道路、水路である公有地の全部

○外務省告示第五十九号

平成二十一年十二月十七日、国際連合安全保障理事会において、リベリア情勢に関し、リベリア政府に対する武器禁輸が今後十二箇月間は適用されないことを決定すること等を内容とする次の決議が採択された。

平成二十二年二月十五日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

二千九年十二月十七日に安全保障理事会がその第六千二百四十六回会合において採択した決議第千九百三号（二千九年）

安全保障理事会は、

リベリア及び西アフリカにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

二千六年一月以降、リベリア政府が、国際社会の支援を得て、すべてのリベリア国民の利益のためのリベリアの再建において達成してきた持続的な進展を歓迎し、

リベリアを原産地とする丸太及び木材製品に関する決議第千五百二十一号（二千三年）10の措置を更新しないとの決定を想起し、リベリアの木材部門における進展は、二千六年十月五日に署名された法律となった国家森林改革法、並びに歳入の透明性（リベリア採取産業透明性イニシアティブ（EITI）原則）並びに土地及び保有権の解決（森林地に関するコミュニティ権利法及び土地委員会令）に関連するその他の新たな法令の効果的な実施及び執行に関して継続しなければならないことを強調し、

ダイヤモンドに関する決議第千五百二十一号（二千三年）6の措置を終了する決定を想起し、リベリア政府によるキンバリー・プロセスへの参加並びに及び地域的及び国際的な主導的役割を歓迎し、ダイヤモンドに関して決議第千八百五十四号（二千八年）に基づき再設置された専門家パネルの調査結果、特にキンバリー・プロセス証明制度の国内での実施に関する調査結果に留意し、リベリアによるキンバリー・プロセス証明制度において必要な国内管理及びその他の要件の最小限の実施に留意し、これらの管理の実行性を確保するためのリベリア政府による一層の関与及び努力の必要性を強調し、

二千七年六月二十五日の議長声明（S／二〇〇七／二二）を想起し、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）のような歳入の透明性を改善することを目的とする自発的活動の役割を認識し、産業の透明性の強化に関する総会決議第六十二／二百七十四号に留意し、リベリアによるEITI遵守の地位の達成を認識し、リベリアによるその他の採取産業の透明性に関する自発的活動に参加するとの決定を支持し、歳入の透明性の改善におけるリベリアの継続的な進展を慫慂し、

リベリア全域、特にダイヤモンド、木材及びその他の天然資源を生産する地域並びに国境地帯において、治安を改善し、政府が権限を確立することを支援する上で、国際連合リベリア・ミッション（UNMIL）が引き続き重要であることを強調し、